

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、平成29年4月に毎月可能な範囲で自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただきました。

つきましては5月発行分をお送りしますので、可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示して頂けるようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」5月号 A4判1ページ(月刊)

3 スケジュール

- ・平成29年5月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課
鈴木(勇)、鈴木(理)

電話：045 - 671 - 2568

FAX：045 - 664 - 9533

ハガキによる架空請求にご注意!

公的機関を装った、ハガキによる新手の架空請求トラブルが多発しています

- 「サイトの未納料金」との請求ハガキが届き、訴訟の“最終通告”とあるが、全く身に覚えがない。
- 訴訟番号が書かれた“最終通知書”というハガキが届いた。「裁判を取り下げてほしいければ連絡するように。ない場合は差し押さえをする」とある。どうしたらいいか。

ハガキは無差別に送付されているようです！
身に覚えのない請求は、一切無視しましょう！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊はまのタスケ・メール」のご登録を!

横浜市消費生活総合センター 検索